

令和6年度

荒川中部農業水利事業
現場技術業務

特別仕様書

関東農政局荒川中部農業水利事業所

(適用範囲) 第 1 条	荒川中部農業水利事業 現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第 3 の 1 監督支援型による業務である。
(目的) 第 2 条	本業務は、荒川中部農業水利事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等および事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 3 条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等
(管理技術者) 第 4 条	管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業農村工学）又は農業部門（農業土木、農業農村工学））、農業土木技術管理士、博士（農学）、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）のいずれかの資格を有するもの又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 13 年（短大・高専卒 18 年、高校卒 23 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう）でなければならない。

(現場技術員)

第 5 条

(1) 現場技術員数

本業務の現場技術員数は 1 名とする。

(2) 資格要件

1) 現場技術員の技術者区分及び資格は次のいずれかの者とする。

技術者区分	資 格
現場技術員 (C)	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。

2) 現場技術員は、CAD の経験を有すること。

(配置技術者の確認)

第 6 条

共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 7 条

受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(工事の概要)

第 8 条

本業務を行う主な工事は、次のとおりである。

工事名	工事場所	工期（予定）	工種等
櫛挽揚水機場ポンプ設備製作据付その 1 工事	埼玉県深谷市櫛挽地内	令和 5 年 5 月～	施設機械
水管理施設整備工事	埼玉県深谷市小前田地内ほか	令和 5 年 6 月～	施設機械

	導水幹線支線水路整備工事 櫛挽揚水機場ポンプ設備製作据付その2工事（仮称） 武蔵野用水路整備工事（仮称） 花園用水路他整備工事（仮称）	埼玉県深谷市武蔵野地内ほか 埼玉県深谷市櫛引地内 埼玉県深谷市武蔵野地内 埼玉県深谷市小前田地内ほか	令和6年3月～ 令和6年5月～ 令和6年5月～ 令和6年6月～	管水路工 施設機械 推進工 管水路工
（業務場所） 第9条	・その他、荒川中部農業水利事業の各種工事等 業務場所は荒川中部農業水利事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員との協議のうえ決定するものとする。 また、業務で必要となる現場用の車両駐車場については庁舎周辺の賃貸駐車場を想定しているが、駐車場の選定及び契約は受注者の責任で行うものとする。			
（履行期間） 第10条	業務期間は次のとおりとする。 令和6年4月8日～令和7年3月26日			
（業務内容） 第11条	本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（C）以上とし、その業務内容は次のとおりとする。 1）設計に関する業務 ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務 2）監督に関する業務 ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務 ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務 ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務 3）関係機関等との協議に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務			

(作業上の留意事項) 第 1 2 条	4) 事業実施に関する業務 ・ 基礎的資料の作成に関する業務 (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (2) 業務履行にパソコン及びソフト等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。 (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。 (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には、庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。 (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。
(打合せ) 第 1 3 条	共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。
(成果物) 第 1 4 条	成果物の提出は次のとおりとする。

